

雇用保險被保險者離職證明書(安定所提出用)

本手続きは電子申請による申請も可能です。本手続きについて、電子申請により行う場合には、被保険者が離職証明書の内容について確認したことを証明することができるものを本離職証明書の提出と併せて送信することをもって、当該被保険者の電子署名に代えることができます。

また、本手続きについて、社会保険労務士が電子申請による本届書の提出に関する手続を事業主に代わって行う場合には、当該社会保険労務士が当該事業主の提出代行者であることを証明することができるものを本届書の提出と併せて送信することをもって、当該事業主の電子署名に代えることができます。

| | | | |
|--------------------|----------------------|----|------|
| 社会保険 労務士 記載欄 | 作成年月日・提出代行者・事務代理者の表示 | 氏名 | 電話番号 |
| | | | |

| 所長 | 次長 | 課長 | 係長 | 係 |
|----|----|----|----|---|
| | | | | |

| 事業主記入欄 | | 離職理由 | ※離職区分 |
|--------------------------|--|------|--|
| <input type="checkbox"/> | 1 事業所の倒産等によるもの (1) 倒産手続開始、手形取引停止による離職 (2) 事業所の廃止又は事業活動停止後事業再開の見込みがないため離職 | | 1A 1B |
| <input type="checkbox"/> | 2 定年によるもの 定年による離職(定年 歳) 定年後の継続雇用 〔を希望していた(離職に至った理由を以下のa・bから1つ選択してください) 〔を希望していなかった a 就業規則に定める解雇事由又は退職事由(年齢に係るものを除く。以下同じ。)に該当したため(解雇事由又は退職事由と同一の事由として就業規則又は労使協定に定める「継続雇用しないことができる事由」に該当して離職した場合も含む。) b その他(具体的理由 :) 3 労働契約期間満了等によるもの (1) 採用又は定年後の再雇用時等にあらかじめ定められた雇用期限到来による離職 (1回の契約期間 箍月、通算契約期間 箍月、契約更新回数 回) (当初の契約締結後に契約期間や更新回数の上限を短縮し、その上限到来による離職に該当する・しない) (当初の契約締結後に契約期間や更新回数の上限を設け、その上限到来による離職に該当する・しない) (定年後の再雇用時にあらかじめ定められた雇用期限到来による離職である・ない) (4年6箇月以上5年以下の通算契約期間の上限が定められ、この上限到来による離職である・ない) →ある場合(同一事業所の有期雇用労働者に一様に4年6箇月以上5年以下の通算契約期間の上限が平成24年8月10日前から定められていた・いなかった) | | 2A 2B 2C 2D 2E 3A 3B 3C 3D |
| <input type="checkbox"/> | (2) 労働契約期間満了による離職 ① 下記②以外の労働者 (1回の契約期間 箍月、通算契約期間 箍月、契約更新回数 回) (契約を更新又は延長することの確約・合意の 有・無(更新又は延長しない旨の明示の 有・無)) (直前の契約更新時に雇止め通知の 有・無) (当初の契約締結後に不更新条項の追加がある・ない) 労働者から契約の更新又は延長 〔を希望する旨の申出があった 〔を希望しない旨の申出があった 〔の希望に関する申出はなかった ② 労働者派遣事業に雇用される派遣労働者のうち常時雇用される労働者以外の者 (1回の契約期間 箍月、通算契約期間 箍月、契約更新回数 回) (契約を更新又は延長することの確約・合意の 有・無(更新又は延長しない旨の明示の 有・無)) 労働者から契約の更新又は延長 〔を希望する旨の申出があった 〔を希望しない旨の申出があった 〔の希望に関する申出はなかった a 労働者が適用基準に該当する派遣就業の指示を拒否したことによる場合 b 事業主が適用基準に該当する派遣就業の指示を行わなかつたことによる場合(指示した派遣就業を取りやめになったことによる場合を含む。) (aに該当する場合は、更に下記の5のうち、該当する主たる離職理由を更に1つ選択し、○印を記入してください。 。該当するものが無い場合は下記の6に○印を記入した上、具体的な理由を記載してください。) | | 4D 5E |
| <input type="checkbox"/> | (3) 早期退職優遇制度、選択定年制度等により離職 (4) 移籍出向 | | |
| <input type="checkbox"/> | 4 事業主からの働きかけによるもの (1) 解雇(重責解雇を除く。) (2) 重責解雇(労働者の責めに帰すべき重大な理由による解雇) (3) 希望退職の募集又は退職勧奨 ① 事業の縮小又は一部休廃止に伴う人員整理を行うためのもの ② その他(理由を具体的に) | | |
| <input type="checkbox"/> | 5 労働者の判断によるもの (1) 職場における事情による離職 ① 労働条件に係る問題(賃金低下、賃金遅配、時間外労働、採用条件との相違等)があつたと労働者が判断したため ② 事業主又は他の労働者から就業環境が著しく害されるような言動(故意の排斥、嫌がらせ等)を受けたと労働者が判断したため ③ 妊娠、出産、育児休業、介護休業等に係る問題(休業等の申出拒否、妊娠、出産、休業等を理由とする不利益取扱い)があつたと労働者が判断したため ④ 事業所での大規模な人員整理があつたことを考慮した離職 ⑤ 職種転換等に適応することが困難であったため(教育訓練の有・無) ⑥ 事業所移転により通勤困難となった(なる)ため(旧(新)所在地 :) ⑦ その他(理由を具体的に) (2) 労働者の個人的な事情による離職(一身上の都合、転職希望等) | | |
| <input type="checkbox"/> | 6 その他(1-5のいずれにも該当しない場合) (理由を具体的に) | | |

⑯離職者本人の判断(○で囲むこと)
事業主が○を付けた離職理由に異議 有り・無し
(離職者氏名)